

社会文教委員会

期日：令和元年9月10日・11日午前9時
場所：第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 執行機関側挨拶
- 4 議案審査

(1) 議案第110号

「飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第111号

「飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

※補足資料

(3) 議案第119号

「損害賠償の額を定めることについて」

5 請願・陳情審査

(1) 令和元年請願第3号（新規）

資料 No. 1

ア 要旨

国に対し、「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市上郷黒田 5485 番地 飯田市立高陵中学校内
飯田市学校教職員組合 執行委員長 宮内 春夫 氏

ウ 紹介議員 熊谷 泰人 議員

(2) 令和元年請願第4号(新規)

資料 No. 2

ア 要旨

国に対し、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市上郷黒田 5485 番地 飯田市立高陵中学校内
飯田市学校教職員組合 執行委員長 宮内 春夫 氏

ウ 紹介議員 熊谷 泰人 議員

(3) 令和元年請願第5号(新規)

資料 No. 3

ア 要旨

国に対し、「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市上郷黒田 5485 番地 飯田市立高陵中学校内
飯田市学校教職員組合 執行委員長 宮内 春夫 氏

ウ 紹介議員 熊谷 泰人 議員

(4) 令和元年陳情第7号(新規)

資料 No. 4

ア 要旨

長野県知事に「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書」を提出願いたい

イ 陳情者住所氏名

飯田市上郷黒田 5485 番地 飯田市立高陵中学校内

6 閉会

「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書

令和元年 8 月 16 日

飯田市議会議員 湯澤 啓次 様

請願者（住所）飯田市上郷黒田 5485

飯田市立高陵中学校内

（団体）飯田市学校教職員組合



代表者名 執行委員長 宮内 春夫

紹介議員

熊谷泰人



【請願趣旨】

令和2年度国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書を政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

【請願理由】

少子化が全国的に進む中、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、複式学級解消のための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、複式学級は避けられるべきであり、そのためには、現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、教職員配置の更なる充実が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

貴議会におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために35人以下学級の早期実現とともに、複式学級の編制基準の改善、教職員定数の大幅増を求めて政府および関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう要請いたします。

「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める意見書(案)

年 月 日

衆議院 議長 様
参議院 議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様

飯田市議会議長

印

地方自治法第99条の規程により、下記のとおり意見書を提出します。

記

少子化が全国的に進む中、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、複式学級解消のための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、複式学級は避けられるべきであり、そのためには、現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、教職員配置の更なる充実が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 現行の学級編制基準を見直し、複式学級の解消へ向けた適切な措置を、国の責任において講ずること。
- 2 国の責任において、各学校の抱える教育課題等に応ずるための教職員の人員確保に努めること。

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

令和元年 8 月 16 日

飯田市議会議長 湯澤 啓次 様



請願者 (住所) 飯田市上郷黒田 5485
飯田市立高陵中学校内
(団体) 飯田市学校教職員組合

代表者名 執行委員長 宮内 春夫



紹介議員

熊谷 泰人

〔 請 願 事 項 〕

令和2年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

〔 請 願 理 由 〕

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。そしてこの原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年(昭和28年)に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担になり、教育条件の差がなくなって、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、子どもたちがどこに住んでいても自治体の財政力に左右されず、等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択を是非お願いいたします。

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
総務大臣様

飯田市議会議長

印

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、令和2年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書

令和元年 8月 16日

飯田市議会議長 湯澤 啓次 様



請願者 (住所) 飯田市上郷黒田 5485

飯田市立高陵中学校内

(団体) 飯田市学校教職員組合

代表者名 執行委員長 宮内 春夫

紹介議員 熊谷 泰人



【請願趣旨】

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人以下学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

【請願理由】

学校現場や子どもたちをとりまく環境において、まだまだ多くの課題が残されている今日、35人以下学級の実現など教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

国においては国民的な強い要求に支えられ、2011年度義務教育標準法の改定を行い、30年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012年度は小2への35人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013年、2014年とも35人以下学級の動きは止められ、2015年度予算編成では、35人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では2013年度に35人以下学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において35人以下学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないために財政的な負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人以下学級を実現する必要があります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう請願いたします。

「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める意見書(案)

年 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様

飯田市議会議長

印

地方自治法第 99 条の規程により、下記のとおり意見書を提出します。

記

学校現場や子どもたちを取りまく環境において、まだまだ多くの課題が残されている今日、35 人以下学級の実現など教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

国においては国民的な強い要求に支えられ、2011 年度義務教育標準法の改定を行い、30 年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012 年度は小 2 への 35 人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013 年、2014 年とも 35 人以下学級の動きは止められ、2015 年度予算編成では、35 人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では 2013 年度に 35 人以下学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において 35 人以下学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないために財政的な負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に 35 人以下学級を実現する必要があります。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請します。

- 1 国の責任において計画的に 35 人以下学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を
長野県知事に求める陳情書

令和元年 8 月 16 日

飯田市議会議長 湯澤 啓次 様

請願者（住所）飯田市上郷黒田 5485
飯田市立高陵中学校内

（団体）飯田市学校教職員組合

代表者名 執行委員長 宮内 春夫



＜陳情事項＞

へき地教育振興法第1条「教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事あてに提出していただきたい。

1. へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率にもどすこと。

＜陳情理由＞

「へき地教育振興法」（昭和29年6月1日法律第143号）は、都道府県の任務として(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保」を規定（第4条）しています。また、第5条二-2は「へき地手当の月額、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています（現在本県では、地域手当1.7%の一律分を加えると、省令基準の3分の1程度まで回復）。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が学習資料や教材・教具等を購入するために都市部まで出かけることが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスが良かった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教職員の比率が倍増したりしています。それは、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。こうした状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

長野県教職員組合では、長野県教育委員会に対し2006年度より一貫して上記の不条理を訴え、原資が国から交付されていることや近隣県のすべてが従来の支給率を採用していることを根拠にし、折衝や交渉で以前のへき地手当支給率にもどすように度重ね主張してきました。2016年度には県教委より「へき地勤務の状況について、引き続き調査する」との回答を得ました。

貴議会のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

以上の理由により、へき地手当およびへき地手当に準じる手当率については、教職員の人材確保上、へき地における児童・生徒の教育の機会均等、へき地教育条件整備の観点からも、本県特有の地理的・自然的条件を重視して近隣県並みにもどす必要があります。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める 意見書(案)

年 月 日

長野県知事

阿部 守一 様

飯田市議会議長

印

「へき地教育振興法」(昭和29年6月1日法律第143号)は、都道府県の任務として(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保」を規定(第4条)しています。また、第5条-2は「へき地手当の月額、は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています(現在本県では、地域手当1.7%の一律分を加えると、省令基準の3分の1程度まで回復)。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が学習資料や教材・教具等を購入するために都市部まで出かけることが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスが良かった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教職員の比率が倍増したりしています。それは、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。こうした状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

貴職のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

記

- 1 へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率にもどすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。